

後期高齢者医療制度の 対象者の皆さまへ

7月中旬に新しい保険証と後期高齢者医療保険料額の決定通知書を
送付します。

問合せ／本庁保険年金課高齢者医療G
(内線2831〜2833)

後期高齢者医療制度とは

現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、将来にわたり、高齢者に安定した医療サービスを提供することを目的としています。

対象となる方

- ▼75歳以上の方
- ▼65歳以上75歳未満の方で、一定の障害があり、加入を希望する方

保険証の更新について

8月から保険証が変わります。新しい保険証については、7月中旬に送付します。

医療費が高額になるとき

入院・外来の際の保険適用分の医療費が、それぞれの所得区分による自己負担限度額を超えた場合に、医療機関窓口での支払いが、自己負担限度額までとなる制度があります。所得区分などによる申請基準がありますので、下記の表1をご参照ください。

*現在、限度額認定証をお持ちでない方は、下記の①または②の事前申請が必要です。既に申請済みで、引き続き対象となる方には、各認定証を保険証に同封して送付します。

- ① 限度額適用認定証(現役並み所得者)
- ② 限度額適用・標準負担額減額認定証(住民税非課税世帯の方)

(表1) 高額療養費に該当する場合の申請基準

所得区分	基準	限度額証などの発行・申請の要
現役並み所得者Ⅲ	課税所得 690万円以上	×
現役並み所得者Ⅱ	課税所得 380万円以上	○
現役並み所得者Ⅰ	課税所得 145万円以上	○
一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の方	×
低所得者Ⅱ	世帯全員が住民税非課税	○
低所得者Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で世帯の所得が一定の基準以下の方と、老齢福祉年金受給者	○

- ・事前申請に必要なもの
- ・保険証
- ・印鑑(スタンプ印は不可)

保険料について

納付方法は大きく分けて次の2種類があります。

後期高齢者医療保険料の 保険料率が変わります。

後期高齢者医療では、被保険者の方々の医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに保険料率の見直しをしています。令和2年度および令和3年度の保険料率を、下記のとおり改定いたします。

保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。年齢到達などにより、年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割になります。金額や納付方法については、7月中旬に送付する決定通知書をご確認ください。

$$\text{均等割額 (55,100円)} + \text{所得割額 (総所得金額など*1-基礎控除額33万円) \times 10.38 (\%)} = \text{年間保険料 (限度額64万円)}$$

均等割額	所得割額に係る保険料率	年間保険料限度額
変更前 50,500円 → 変更後 55,100円	変更前 9.57% → 変更後 10.38%	変更前 62万円 → 変更後 64万円

*1 総所得金額などは：前年の総所得金額、山林所得金額、土地・建物に係る長期・短期譲渡所得などの合計

保険料の軽減

●同一世帯内の「被保険者全員」と「世帯主」の総所得金額などの合計額に応じて、均等割額が軽減されます。

総所得金額などの合計額が次の基準以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(他の所得がない)	7割(*2)	16,500円
33万円以下(上記以外)	7.75割	12,300円
33万円+(28万5,000円×被保険者数)以下	5割	27,500円
33万円+(52万円×被保険者の数)以下	2割	44,000円

*2 年金収入80万円以下などの要件を満たす場合は、介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金の支給の対象となります。

●後期高齢者医療制度に加入する直前まで、ご家族のお勤め先の健康保険(市町村国保や国保組合を除く)の被扶養者だった方は、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減され、所得割額は課されません。

ただし、上記の総所得金額などの合計額により、上表での均等割額7割軽減および7.75割軽減に該当する方は、7割軽減、7.75割軽減が優先されます。

普通徴収の納期

期別	納期限
第1期	7/31(金)
第2期	令和 8/31(月)
第3期	2年 11/2(月)
第4期	11/30(月)
第5期	令和 2/1(月)
第6期	3年 3/1(月)

年金から自動的に天引きする納付方法を特別徴収といいます。後期高齢者医療制度加入の方は、原則として年金天引きで納めます。*この方法で支払う場合は、手続きの必要はありません。ただし、年金天引きが始まるまでの一定期間は、納付書により納めていただく期間が発生します。なお、年金天引きの開始時期などについては、文書でお知らせします。

普通徴収(納付書や口座振替)
市役所から自宅に郵送された納付書や金融機関への手続きによって、口座振替で支払う納付方法を普通徴収といいます。*年齢到達や転入などにより、新たに後期高齢者医療の対象になった方が対象です。

特別徴収(年金からの天引き)

決定通知書が届いたら、まず確認!

保険料の納付方法について、「今までどおり年金天引きされるだろう」「口座振替されるだろう」と思われていませんか。所得の変更や世帯構成の変更などにより、納付方法が変わる場合があります。

決定通知書が届いたら、納付書が入っていないか必ず確認しましょう。

決定通知書は、このような黄色の封筒が届きます。

